

審査票		記入不要	市内	市外	コード	種目変更 有(工/測)・無	1次審査	2次審査
申請者 ※会社名等(商号, 屋号又は名称)を記入		工	主たる種目		従たる種目	※2種目登録できる場合のみ記入	変更前種目	変更後種目
株式会社京都商事		測	資格		資格の内容等		記入不要	
申請したものと同じ「商号又は名称」		注意点等		提出等		記入不要		
1	+「到達確認画面」	申請する資格に「○」をつける ※「工事」又は「測量・設計等」と「物品」の2資格の場合は、「工」又は「測」に「○」と、「物」に「○」		登録希望の種目を記入する。(市役所の種目。市役所登録がなければ交通局又は上下水道局の種目) ※物品は記入不要 ※また、市役所は一定の条件を満たす場合のみ、「工事」は「土木」「建築」が、「測量・設計等」は「測量」「土木設計」の2種目登録が可能(それ以外は不可)				
2	審査票(この用紙)	提出前に最終確認し、提出する書類に「○」や「し」をつける		記入不要		「工事」又は「測量・設計等」で、「種目変更」(既に登録済の種目を別種目に変更希望)する場合のみ、「有」及び「工」又は「測」に「○」をつけ、現在登録している種目を「変更前種目」に、登録を希望する種目を「変更後種目」に記入する。		
3	印鑑証明書							
4	「使用印鑑届」又は「委任状兼使用印鑑届」							
5	誓約書	・様式はHPからダウンロード。ファイルはシステムに添付し、印刷した紙用紙を郵送提出。(複数ページでも片面印刷) ・(書類9)に記載の役員・監査役、受任者等を全て入力。						
6	調査同意書(京都市税)	・様式はHPからダウンロード。ファイルはシステムに添付し、印刷した紙用紙を郵送提出。(複数ページでも片面印刷) ・「課税」欄に「し」を入力。						
7	調査同意書(水道料金・下水道使用料)	・「使用者名義」欄にチェック、「使用者コード」欄等を入力。						
9	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	・【原本】で発行日がR4.3.18以降。						
10	納税証明書(国税等)	・【原本】で発行日がR4.3.18以降。						
11	未納税金目録等(国税等)	・国税でコロナ特例利用者のみ。 ・「換価の猶予」は対象外。						
12	許可通知書/納税証明書(市税)	・市税でコロナ特例利用者のみ。 ・「換価の猶予」は対象外。						
13	所得証明書	・【原本】で、個人事業主の該当者のみ。 ・「〇年〇月〇日現在、課税されていません」と記載のあるものは提出不可。						
14	確定申告書及び収支内訳書	・物品の個人事業主のみ。						
工 事 ※「工事」の資格を申請しない者は15~19記入不要								
15	建設業許可証明書又は通知書	・登録種目に対応する許可。 ・許可日がR29.6.18以降(R4.6.17時点有効)						
16	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書	・審査基準日R2.11.18以降、通知日R4.6.17以前で、登録種目のP点が必要。 ・社会保険欄「無」は、別途証明書を添付						
17	技術職員名簿	書類16の申請時に添付したもの。 ・必要事項について加筆等あり。(手引P27)						
18	技術者経歴書	【原則として小修繕種目登録者のみ】 ・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。						
19	法人化以前の営業確認	・直近1年間で法人化等により同一人格として営業継続性が証明できない場合等。						
	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	・組合のみ提出。						
	京都市指定給水装置工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR4.6.17以前で、有効期限がR4.6.17以降						
	京都市指定下水道工事事業者	【管工事種目登録者のみ】 ・交付日がR4.6.17以前で、有効期限がR4.6.17以降						
測 量 ・ 設 計 等 ※「測量・設計等」の資格を申請しない者は20~25記入不要								
20	登録証明書	・R3.6.16以前登録で、R4.6.17現在有効						
21	技術者経歴書(測量・設計等)	・両面印刷。指定様式の項目が揃っている。						
22	現況報告書等	測・量、土木設計、地質調査、補償コンサルタント登録申請者						
23	財務諸表等	・補償コンサルタント以外の補償・調査その他、建築設計、設備設計登録申請者						
24	技術者の資格証明書等	(書類21)記載の技術者のうち、(書類22)で確認できない者の資格と雇用証明を添付している。						
25	定款・組合員名簿・官公需適格組合証明書等	組合のみ						